

○江別市家族介護慰労金支給要綱

平成13年3月7日市長決裁

江別市家族介護慰労金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度要介護高齢者を介護する家族等の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、在宅介護の労をねぎらうため、家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 慰労金の支給を受けることのできる者は、市内に居住する在宅の65歳以上の者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の厚生労働省令で定める区分により要介護度4又は要介護度5の認定を受けたもの（40歳以上65歳未満の者で当該認定を受けたものを含む。以下「重度要介護高齢者」という。）を無報酬で介護している者（以下「介護者」という。）のうち次の各号に該当するものとする。

(1) 重度要介護高齢者及びその介護者の世帯全員が第3条の支給申請を行った日（以下「申請日」という。）において直近の市町村民税が非課税であること。

(2) 申請日前の1年間に介護保険法第18条に規定する介護給付（通算しておおむね7日程度の短期入所生活介護または短期入所療養介護の給付を除く。）を受けなかった重度要介護高齢者を申請日現在において在宅で介護していること。

2 慰労金は、1人の被介護者について2人以上の介護者がいる場合には、主たる介護者に支給するものとする。

(申請)

第3条 慰労金の支給を受けようとする者は、江別市家族介護慰労金支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 重度要介護高齢者及び介護者の世帯全員の市町村民税課税証明書

(2) 要介護状態が申請日前に1年以上継続していることを確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者が添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該添付書類の提出を省略させることができる。

(支給の決定及び通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による提出を受けたときは、受給資格の有無について審査し、その結果を江別市家族介護慰労金支給（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給額)

第5条 慰労金の額は、年額100,000円とする。

(支給時期)

第6条 慰労金は、第4条の支給決定のあった月の翌月に支給するものとする。

(介護者の変更)

第7条 申請日前の1年間にやむを得ない事情により介護者に変更があった場合は、申請日現在における介護者に慰労金を支給するものとする。

2 前項の場合において、第2条に掲げる支給要件の審査は変更後の介護者について行うものとする。

(返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により慰労金を受給したと認めたときは、慰労金の支給の決定を取り消し、支給した慰労金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

様式（省略）